



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会社名 SECカーボン株式会社
代表者 代表取締役社長 大谷 民明
(コード番号 5304 東証第二部)
問合せ先 総務部長 大津 寿一
TEL 06-6491-8600

「内部統制システム整備の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」の一部を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。
なお、改定箇所につきましては、下線で示しています。

記

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント規程を定めて統括取締役がリスク管理を統括するとともに、取締役会が選定する重要リスクについて、そのリスク管理状況を定期的にモニタリングする体制を整備する。
- ② 大規模な事故、災害等が発生した場合の対応として、危機管理規程・事業継続計画 (BUSINESS CONTINUITY PLAN:BCP)を定め、人的な安全と事業の継続を確保する体制を整備する。

3. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社の経営に関する事項は、社内規程に従い、その重要度に応じて、取締役会または幹部会において審議・決定する。取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、職務権限規程や業務分掌規程などを定める。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員および社員が規範として遵守すべき事項を行動指針として定め、その浸透を図る。
- ② コンプライアンス規程を定めて統括取締役がコンプライアンスに関する施策の実施を統括するとともに、取締役会が定める方針・計画について、その実施状況を定期的にモニタリングする体制を整備する。
- ③ 役員および社員に対する教育・研修は、階層別を実施する。
- ④ 公益通報者保護法に従い、内部通報制度を整備し、社員に対しその周知を図る。
- ⑤ 経営企画室が内部監査を実施し、業務の適正確保を図る。
- ⑥ 金融商品取引法に従い、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともにその運用状況を含め

て定期的に評価し、財務報告の信頼性確保を図る。

- ⑦ 購買業務規程に暴力団排除条項を定め、警察や地元企業等と連携しながら、反社会的勢力との関係を一切排除する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社および関係会社がグループ内で安定成長を図るために、関係会社管理規程を定め、親会社・子会社間の報告連絡体制を確立する一方で、利益相反防止に必要な措置も講じてグループ全体の業務の適正確保を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 現状の事業規模に鑑みれば、監査役の職務を補助すべき使用人を置かなくとも、独立性の確保された内部監査部門等と緊密な関係を保つことによって、監査の実効性は確保できるとの監査役の判断により、当社は当該使用人に関する体制を設けない。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役(および使用人)は、監査役に対して、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。
 - ② 当社グループの取締役(および使用人)が、監査役に当該事実に関する事項を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会、幹部会、その他の重要会議等に参加し、必要があれば意見を述べる。
 - ② 監査役は代表取締役等と定期的に会合をもち経営課題等につき意見を交換する。
 - ③ 内部監査部門等と緊密な関係を保ち、監査の実効性確保を図る。

以 上